

平成26年度 第4回 公共事業評価委員会資料

一級河川 秋山川

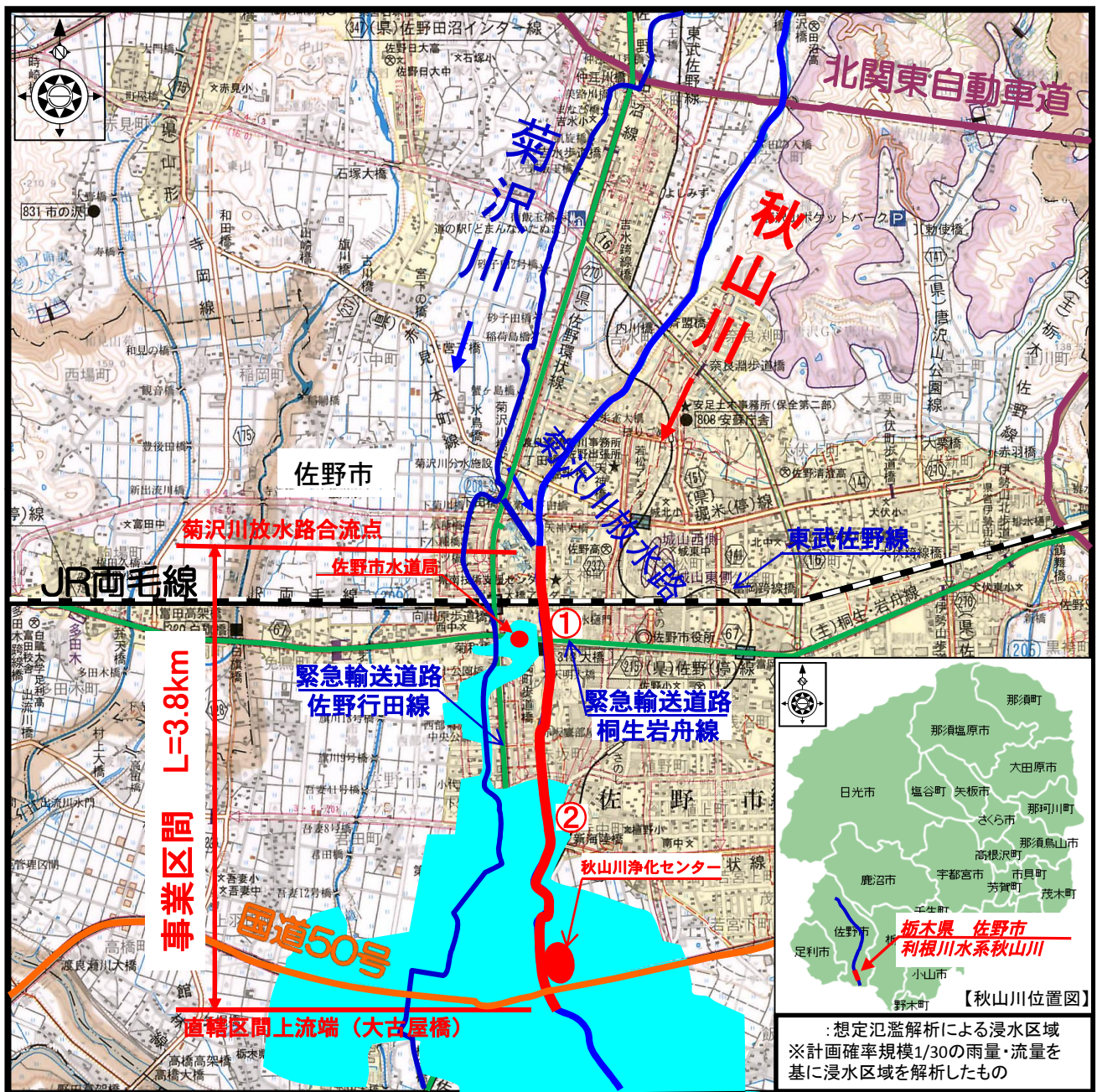
- ・ 自己評価書及び位置図 p. 1～ 3
- ・ パブリック・コメントの概要 p. 4
- ・ パブリック・コメントの実施案内 p. 5
- ・ 提出意見とそれに対する県の考え方 p. 6
- ・ 事業に対する栃木県の対応方針（案） p. 7

事業概要調書										
1 事業名	安全な川づくり事業									
2 事業箇所	一級河川 ^{あきやまがわ} 秋山川 市道 ^{おおごや} 大古屋橋 (佐野市大古屋) ~ 菊沢川 ^{まぐさわがわ} 放水路合流点 (佐野市 ^{おおほし} 大橋町)									
3 事業の概要	(1) 事業目的 <p>秋山川は、その源を佐野市秋山^{あきやま}町地先に発し、旧葛生町^{くずう}および佐野市街地を南下し、佐野市船津川^{ふなつがわ}町地先で一級河川渡良瀬川^{わたらせがわ}に合流する河川です。 本事業区間の河川の現況は、流下能力が不足していることから、台風や豪雨時には洪水により氾濫し、家屋や農地等の浸水被害が発生しています。 そのため、本事業で河川断面を拡大することにより、氾濫を防止し、浸水被害の軽減を図ることを目的としています。</p>									
	(2) 事業内容 <p>【計画の考え方】</p> <ul style="list-style-type: none"> 計画流量である430 m³/sの洪水を安全に流下できるよう河川断面の拡大を図ります。 河川整備にあたっては、現況の瀬、淵※等を可能な限り保全し、生物の生息・生育環境を確保するとともに現況の植生を保全します。 <p>※瀬とは川の水深が浅い部分であり、淵とは川の水深が深い部分のことです。</p> <ul style="list-style-type: none"> 総延長：約3,800m ・計画流量：430m³/s 計画確率規模1/30 (概ね30年に一度の割合で発生する洪水流量を目標に整備します) 川幅：約80m ・計画河床勾配：1/300 工事内容 【本工事】 築堤 約9,000m³ 掘削 約190,000m³ 護岸 約47,000m² 【附帯工事】 道路橋 2橋 橋梁補強 6橋 樋門樋管 4箇所 堰 1箇所 									
	(3) 事業予定期間	<table border="1"> <thead> <tr> <th>期 間</th> <th>事 業 内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成27年度～28年度</td> <td>測量・詳細設計</td> </tr> <tr> <td>平成28年度～35年度</td> <td>用地測量、用地取得</td> </tr> <tr> <td>平成28年度～43年度</td> <td>工事实施</td> </tr> </tbody> </table>	期 間	事 業 内 容	平成27年度～28年度	測量・詳細設計	平成28年度～35年度	用地測量、用地取得	平成28年度～43年度	工事实施
	期 間	事 業 内 容								
	平成27年度～28年度	測量・詳細設計								
平成28年度～35年度	用地測量、用地取得									
平成28年度～43年度	工事实施									
(4) 事業費及び内訳	<table border="1"> <tbody> <tr> <td>総事業費</td> <td>約54億円</td> </tr> <tr> <td>事業費内訳</td> <td> 工事費：約42.0億円 用地補償費：約9.0億円 測量設計費：約3.0億円 </td> </tr> <tr> <td>財源内訳</td> <td>国費：50% 県費：50%</td> </tr> </tbody> </table>	総事業費	約54億円	事業費内訳	工事費：約42.0億円 用地補償費：約9.0億円 測量設計費：約3.0億円	財源内訳	国費：50% 県費：50%			
総事業費	約54億円									
事業費内訳	工事費：約42.0億円 用地補償費：約9.0億円 測量設計費：約3.0億円									
財源内訳	国費：50% 県費：50%									
(5) 事業発案の経緯・背景	<p>秋山川は、出水により災害が発生した箇所については、護岸等により一部復旧されていますが、抜本的な改修は行っていないことから、現況の流下能力が不足しており、近年では、平成3年8月、平成10年8月に浸水被害が発生しています。 また、地元住民や佐野市からは、早期に河川改修を行い、洪水時の浸水被害の軽減を図るよう要望されています。</p>									
4 県計画への位置付け	平成25年度に策定した「渡良瀬川上流圏域河川整備計画」に基づき、河川の整備を行います。									
5 他計画・他事業との関連	<ul style="list-style-type: none"> 秋山川下流部改修事業【渡良瀬川合流点～市道大古屋橋区間】(国土交通省) 県道桐生岩舟線大橋架替(道路拡幅)計画(栃木県) 									
所管部課名	県土整備部 河川課									

※ 別添図面・・・事業位置図(縮尺S=1/50,000)

事業評価調書	
事業名	安全な川づくり事業
1 事業の必要性	秋山川は、これまで局部的な河川改修を行ってきましたが、抜本的な改修は行っていないことから、現況の流下能力が不足しており、近年では、平成3年8月、平成10年8月に浸水被害が発生しています。また、本区間は、佐野市街地部を流下しており、沿川には、秋山川浄化センターや佐野市水道局など地域住民のライフラインとなる重要な公共施設があるほか、要援護者施設（介護施設等）が点在していることから、一刻も早く河川改修を行い、洪水時の浸水被害の軽減を図る必要があります。
2 事業の適時性 (今事業に着手する理由等)	渡良瀬川合流点から大古屋橋までの区間を国土交通省が河川事業を進めてきましたが、平成30年度に完了することから遅滞なく事業に着手するため、平成27年度に事業に着手し、調査や用地の取得を行い、工事を進めてまいります。
3 事業の適地性	渡良瀬川合流点から大古屋橋までの約2,000mについて、国土交通省が直轄管理のため、大古屋橋を起点としました。また、大古屋橋から菊沢川放水路合流点までが特に流下能力が不足しており、佐野市街地部で重要な保全対象が多数存在することから、本区間を事業適地であると判断しました。
4 事業手法の適切性 (県が事業主体となる理由等)	一級河川秋山川の本事業区間は、県が河川管理者であるため、県が事業を実施する。
5 事業により予想される効果及び影響	<p>○経済効果</p> <ul style="list-style-type: none"> ・費用便益比 (B/C) 10.3 ・総便益 (B) 423.6 億円 <ul style="list-style-type: none"> ※ 施設完成後50年間の効果を金銭に換算したもので、治水事業によって得られる家屋、農作物、公共土木施設などの被害防止便益の合計に、施設の残存価値を加算したもの。 ・総費用 (C) 41.3 億円 <ul style="list-style-type: none"> ※ 建設費と施設完成後50年間の維持管理費をそれぞれ現在価値化して加算したものであり、「(4)事業費 及び内訳」の総事業費とは異なります。 <p>○被害軽減効果</p> <p>想定される主な浸水被害：浸水面積 約1,100ha、浸水家屋 1,334戸、 秋山川浄化センター、佐野市水道局、 県道桐生岩舟線（緊急輸送道路） 県道佐野行田線（緊急輸送道路）、東武佐野線</p>
6 事業コスト縮減等の可能性	・極力、現況河道内での計画とすることで、用地補償費を縮減し、また既設の護岸を利用することで事業コストの縮減を図ります。

一級河川 秋山川 位置図 S=1:50,000



【計画概要】

計画延長 (km)	3.8
事業種類	河川改修
計画確率規模	1/30
計画流量 (m ³ /s)	430
現況流下能力 (m ³ /s)	概ね200
総事業費 (億円)	54

【出水の状況】

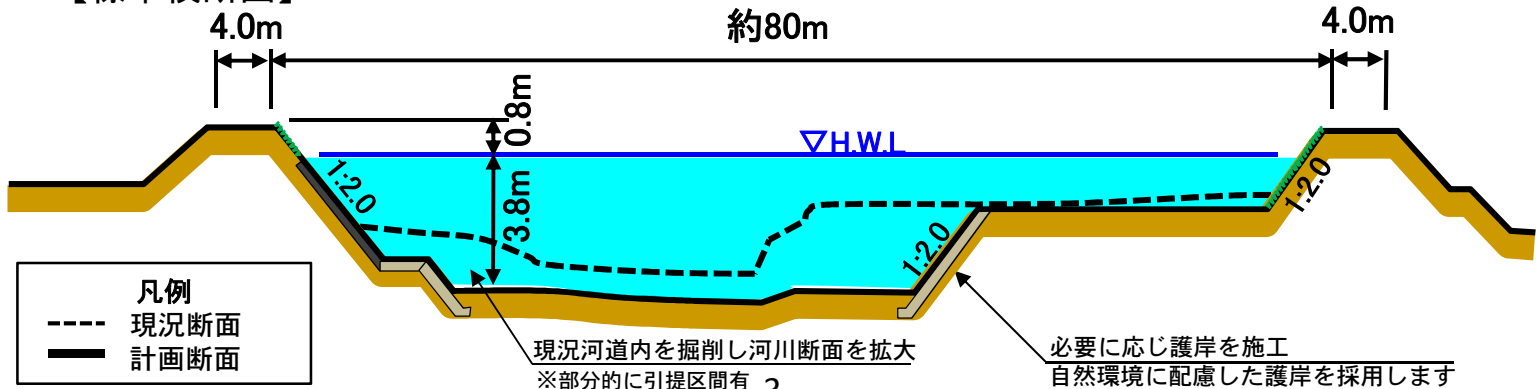


大橋上流 (H10.8)



新海陸橋下流 (H10.8)

【標準横断面】



パブリック・コメントの概要

栃木県公共事業評価実施要領第4の2に基づき、公共事業事前評価（自己評価書）に対するパブリックコメントを実施し、県民からの意見を聴取しました。

記

1. 実施について

- (1) 事業名：一級河川秋山川の安全な川づくり事業
- (2) 実施機関：栃木県（県土整備部 河川課）
- (3) 実施期間：平成26年8月26日（火）から平成26年9月25日（木）
- (4) 閲覧資料：自己評価書及び位置図等
- (5) 閲覧方法：
 - ① 栃木県ホームページ (http://www.pref.tochigi.lg.jp/h06/akiyamagawa_ikenbosyu.html)
 - ② 文書閲覧
 - i 県民プラザ（栃木県庁舎本館 2階）
 - ii 上都賀県民相談室（上都賀庁舎 1階）
 - iii 芳賀県民相談室（芳賀庁舎 1階）
 - iv 下都賀県民相談室（下都賀庁舎 1階）
 - v 小山県民相談室（小山庁舎 1階）
 - vi 塩谷県民相談室（塩谷庁舎 1階）
 - vii 那須県民相談室（那須庁舎 1階）
 - viii 南那須県民相談室（南那須庁舎 1階）
 - ix 安蘇県民相談室（安蘇庁舎 1階）
 - x 足利県民相談室（足利庁舎 1階）
 - x i 安足土木事務所（企画調査部）
- (6) その他：記者クラブへの資料提供（平成26年8月25日）

2. 結果について

提出件数：1名、1件（意見者の居住地：前橋市1名）
提出方法：電子メール 1件

3. 県民意見の取扱いについて

提出された意見（要旨）は、今回の公共事業評価委員会の審議を経た後、「事業に対する県の対応方針」、「提出された意見（要旨）に対する県の考え方」及び「自己評価書」と併せて公表します。

一級河川秋山川の安全な川づくり事業に対する パブリック・コメント（県民意見の募集）の実施について

栃木県では、県民生活に与える影響が特に大きい公共事業において、事業の効率性及びその政策決定過程の透明性の一層の向上を図るため、事業の計画段階において、あらかじめ県民の皆さんから幅広く御意見を聞きながら、事業推進の必要性や妥当性等を検討していくこととしています。

今回、新たに着手しようとしている下記の事業について、これまでの県の検討概要を取りまとめた自己評価書を下記のとおり公表しますので、県民の皆さんの御意見をお寄せください。

お寄せいただいた御意見は、十分に考慮の上計画に反映するとともに、内容ごとに整理・分類した上で、これに対する県の考え方を公表いたします。

公表の際には、意見の内容のみを公表します。住所・氏名などの個人に関する情報は、公表しないことはもとより、他の目的で使用することはありません。

なお、個々の御意見に直接回答はいたしませんので、あらかじめ御了承願います。

1 公表する資料

- (1) 一級河川秋山川の安全な川づくり事業（自己評価書、位置図等）

2 資料の閲覧方法

- (1) ホームページ http://www.pref.tochigi.lg.jp/h06/akiyamagawa_ikenbosyu.html

(2) 文書閲覧

・県民プラザ	宇都宮市埴田1-1-20（栃木県庁舎本館2階）	電話 028-623-3766
・上都賀県民相談室	鹿沼市今宮町1664-1（上都賀庁舎1階）	電話 0289-64-9419
・芳賀県民相談室	真岡市荒町5197（芳賀庁舎1階）	電話 0285-82-5888
・下都賀県民相談室	栃木市神田町6-6（下都賀庁舎1階）	電話 0282-24-5665
・小山県民相談室	小山市犬塚3-1-1（小山庁舎1階）	電話 0285-22-9164
・塩谷県民相談室	矢板市鹿島町20-22（塩谷庁舎1階）	電話 0287-43-2142
・那須県民相談室	大田原市中央1-9-9（那須庁舎1階）	電話 0287-23-1555
・南那須県民相談室	那須烏山市中央1-6-92（南那須庁舎1階）	電話 0287-83-1555
・安蘇県民相談室	佐野市堀米町607（安蘇庁舎1階）	電話 0283-24-2603
・足利県民相談室	足利市伊勢町4-19（足利庁舎1階）	電話 0284-42-9700
・安足土木事務所	企画調査部 足利市伊勢町4-19	電話 0284-41-4119

3 意見の募集期間

平成26年8月26日（火）から平成26年9月25日（木）必着

4 意見の提出先及び問合せ先、提出方法

- (1) 提出先及び問合せ先 宇都宮市埴田1-1-20（栃木県庁舎本館13階）
栃木県県土整備部河川課企画治水担当
電話 028-623-2444

(2) 提出方法

次のいずれかの方法により日本語で提出してください。様式は任意ですが、住所、氏名、電話番号を記載してください。県外居住の方は、県内の通勤、通学先の所在市町村名も併せて記載してください。

- ・郵送 〒320-8501（住所不要）
- ・ファックス 028-623-2441
- ・電子メール kasen@pref.tochigi.lg.jp

自己評価書に対する県民の意見の要旨及び県の考え方〈一級河川秋山川の安全な川づくり事業〉

『一級河川秋山川の安全な川づくり事業』の自己評価書に対する意見募集を行った結果、1名の方から1件の御意見を提出して頂きました。貴重な御意見ありがとうございました。

提出された御意見を十分検討の上、それに対する県の考え方を次のとおりとりまとめました。

項目	意見の要旨	意見に対する県の考え方
早期改修	・ 栃木県に在勤のものです。毎日、JR両毛線で通勤していますが、桐生川や旗川と比較して秋山川は、川幅が狭く感じます。 早期に改修と安全度の向上を望みます。よろしくお願いいたします。	・ 地元関係者の皆様にご協力を頂きながら、極力早く河川改修を行い、浸水被害の軽減を図って参りたいと考えております。

事業に対する栃木県の対応方針（案）

一級河川秋山川の安全な川づくり事業については、平成 27 年度に着手する。